

令和2年度社会福祉施設整備費補助対象事業の募集について
(防犯対策及び安全対策の強化を含む)

はじめに

平成31年度国予算は、障害児・者が地域で安心できるよう障害福祉サービス事業所等の基盤整備に必要な経費に対して補助するものとし、真に緊急性及び必要性の高い整備に厳選して協議を行うことが示されました。

令和2年度に係る国庫補助協議も、相当の協議額が見込まれ、平成31年度社会福祉施設整備費補助対象事業の整備候補として選定されたものであっても、補助金交付に至らなかったものが少なからずあること等に鑑み、令和2年度における本市社会福祉施設（障害児・者）整備費補助対象事業の選定については、施設整備計画の安定的な執行に支障がないよう配慮し、真に緊急性及び必要性の高い施設等の整備に厳選して、対象となる施設整備等の選定、優先順位等を決定するものとします。

なお、今回の募集開始時点において、令和2年度国庫補助協議の募集条件等が明らかになっていないことや近年の国庫補助協議の状況から、今回の募集により書類を提出いただいても、補助協議や補助金交付の対象とならない場合がありますので、あらかじめ、十分にご了承いただいたうえで、書類をご提出いただきますようお願いします。

1 募集対象事業

募集対象事業は、岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等の規定により補助の対象となる事業のうち、「令和2年度岡山市障害者（児）福祉施設等整備方針」に該当する事業とします。

また、日本財団、日本自転車振興会、中央競馬馬主社会福祉財団等の民間補助の対象事業であって、補助を受けるに当たり本市の意見書が必要な事業（以下「民間補助対象事業」という。）についても併せて募集します。

※民間補助対象事業の募集については、10(11)を参照してください。

2 応募資格 次のいずれの要件も満たす者

- (1) 岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱が補助の対象とする事業を計画する法人であって、「令和2年度岡山市障害者（児）福祉施設等整備方針」に基づく事業を計画する者
- (2) 本募集要項、岡山市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱その他の法令の規定により補助金の交付を受けることができないとされていない者

3 応募可能な事業の数

申請を行う法人が、応募することのできる事業（整備計画）の総数は、事業が次に該当する場合を除き、1施設に係る事業（整備計画）を上限とします。

- (1) 障害者支援施設等における防犯対策及び安全対策等の特に緊急性が高いと認められる事業である場合
- (2) 整備区分が、大規模修繕（耐震化整備を含む。）又はスプリンクラー整備に該当する場合
- (3) 複数の既存施設における一体的な整備が特に必要と認められる場合
- (4) 既存施設において、大規模修繕（防犯対策及び安全対策の強化に係る整備に限る）と併せて、要綱上、異なる区分の整備事業を行う場合

4 提出書類 令和2年度社会福祉施設整備計画書ほか指定する書類一式

※計画書の様式は事前相談時にお渡しします。ホームページ上には掲載しません。

※複数の施設における一体的な整備、一施設で複数の事業を計画している場合は、事業全体の事業計画書も提出してください。

※様式は障害福祉課にて配付します。電話又はファックスによりあらかじめ事前相談の日程を調整のうえ、申請を行う法人の代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が障害福祉課に令和元年9月13日（金）までにお越しください。

※事前相談の日程調整時に、事前相談に来られる方の職名・氏名を伝えてください。事前相談はこの方をのみを対象として実施します。

5 提出期限 令和元年10月1日（火）午後5時15分【必着】

6 提出部数3部（正本1部、副本2部）

様式サイズ※ 各様式はA4版、施設整備計画図面はA3版（青焼不可）

7 事前相談

- (1) 計画書の提出を予定する法人は、障害福祉課、保健管理課又は生活保護・自立支援課（以下「担当課」という。）に連絡のうえ、令和元年9月13日（金）までに事前相談を行ってください。事前相談には法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越し下さい。設計会社やコンサルティング会社からの事前相談（電話による確認、問合せ、事前相談時の同席を含む。）は受け付けません。※事前相談では、提出資料に対する説明のほか、法人の社会福祉事業の実施状況、整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等についてお伺いします。

- (2) 事前相談に当たっては、必ずあらかじめ担当課へ連絡し相談日時を予約し、出席者職・氏名を登録してください。
- (3) 事前相談の過程において、担当課からの必要な指導に従っていただけない場合には事前相談を打ち切り、計画書を受理しません。

8 書類提出に当たっての留意事項

- (1) 提出期限において書類に不備がある場合、計画書を受理しません。
- (2) 本応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもと、立案してください。やむを得ず変更が生じた場合であっても、提出後の提出書類の変更は、令和元年10月1日（火）午後5時15分までとします。これ以降の変更は、国、岡山市の指導、依頼による修正（※）を除き、誤字脱字等、軽微な修正であっても認められません。また、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。なお、市が受理した書類は公文書となるため、岡山市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。

※書類提出後であっても、国、岡山市が必要と認める場合には、事業計画の見直し、書類修正等をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

9 失格事由

- (1) 以下の場合は、補助対象外となります。
 - ・対象となる事業は、令和2年度に整備を行うもので、原則、令和2年度内に事業完了予定のものとし、既に整備に着手しているものについては対象となりません。
 - ・土地の取得、造成、備品、外構等に係る経費については対象となりません。
 - ・土地又は建物について、都市計画法、農用地区域変更申出（農振除外）、消防法等の許認可等が得られる見通しが立たない場合は対象としません。
 - ・土砂災害特別警戒区域等、施設整備を行うことが適当でない立地条件である場合には、対象としません。
- (2) 応募者が以下の事由に該当した場合は、応募資格を失い審査対象から除かれます。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・本市が必要に応じて提出を求めた書類等を正当な理由なく拒んだ場合
 - ・審査の公平性に影響を与えるおそれのある行為があった場合
 - ・本募集要項に違反すると認められる行為があった場合
 - ・本市が指定する事前相談を受けなかった場合

10 その他留意事項

- (1) 設計費用などの施設整備計画に係る諸経費については、すべて法人の負担となります。

す。採択されない場合にも、その諸経費に関する補助等はいりません。

(2) 社会福祉法人設立認可等審査委員会において、「整備することが適当」と認められた

事業（以下「選定事業」という。）であっても、予算化できない場合その他の場合により補助金の交付が困難と認められる場合、補助金は交付されません。

(3) 選定事業であっても、当該選定事業が国庫補助金の交付対象とならない場合、市補助金は交付されません。

(4) 選定事業であっても、国庫補助金の交付見込み額が当初協議額（協議書提出時点における要綱の規定により算定した国庫補助交付見込み額をいいます。）を下回ることが見込まれる場合等には、補助金の交付決定を行わない場合があります。（なお、国庫補助金の交付見込み額が当初協議額を下回った場合は、次のとおり取り扱うものとします。）

ア 国庫補助金の交付見込額に応じて、補助金の交付額を算出します。補助金の交付額が当初協議額を下回った場合であっても、補助金の交付額は、国庫補助金の交付見込額に応じて算出した市補助金額が上限となります。また、当初協議額に満たない部分（減額分相当額）の補助金について、市単独での補助金の交付も行いません。

イ 選定事業が複数ある場合には、社会福祉法人設立認可等審査会により決定された優先順位が上位のものから順に交付見込額を充てるものとします。ただし、必要性、公平性の観点から必要と認める場合はこの限りではありません。

※これにより選定事業であっても補助金が交付されない場合があります。

(5) 選定事業であっても、補助金交付に至らないケースが、毎年度少なからず発生しています。このことに鑑み、令和2年度の補助事業の選定に当たっては、次の取扱いをすることがありますので、ご了承ください。

ア 市に協議書を提出した場合であっても、近年の国庫補助金の予算、交付状況等を鑑み、国庫補助金の交付が、明らかに見込めない場合には、社会福祉法人設立認可等審査会に付議しない等の決定を行う場合があります。

※応募事業が多数の場合、想定される国庫補助の予算規模、過去の交付実績等を勘案し、社会福祉法人設立認可等審査委員会における審査対象外とし、協議を終了する場合があります。この場合の協議の優先順位は、令和2年度岡山市障害者（児）福祉施設等整備方針第4項に定めるところによります。

イ 選定事業であっても、国予算等の状況、国が実施する募集事業の内容等により、国庫補助金の交付が見込めない場合には、国庫補助協議（市が国に協議書を提出することを言います。以下同じ。）の対象としない場合があります。

ウ 選定事業であっても、次回の募集時において、優先されるものではありません。

(6) 令和元年度中に、国補正予算等が計上され、協議の募集があった場合には、募集事業の内容、事業の開始時期等、市の予算措置状況等、当該補正予算に係る事業の募

集条件等の諸条件を満たし補助事業を実施できることが確実に見込まれる場合に限り補助協議の対象とするものとします。

※令和元年度中に国補正予算が編成された場合を想定して、あらかじめ事業実施が可能な時期、意向等について、確認させていただきます。協議を行うことをあらかじめ約束するものではありませんのでご留意ください。

(7) 平成31年度の選定事業(平成30年11月8日選定)で、未実施の事業(以下「未実施事業」という。)における取扱いは、次のとおりとします。

ア 令和元年度中に補助金が交付されなかった場合で、令和2年度も補助金の交付を希望する場合は、改めて、今回の募集に応募する必要があります。未実施事業であることを理由に、他の応募事業と比べて優先的に取扱うことはありません。

応募後、市における審査等のうえ、事業の適否、順位等を決定します。

イ 令和元年度中に、国補正予算等が計上された場合、令和2年度国庫補助協議事業の選定等、事業の適否、優先順位等を決定するまでの間については、その他の応募事業に優先するものとします(ただし、事業の実施が困難である場合、事業を計画する法人が補助協議を辞退した場合その他当該募集の条件等によりこれにより難しい場合を除く。)。この場合の国との協議の優先順位は、国から提示される協議の募集条件に合致するものであって、平成31年度選定時の獲得点数の高い者から順に優先するものとします。ただし、事業の緊急性から、特に必要と認める場合には、今回の募集等により新しく応募された事業を優先する場合があります。

(8) 事業着手は国の補助金交付決定(例年7月頃)を受けて市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和3年度からとなりますので、事業計画策定に当たって御留意ください。

(9) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分(転用、取り壊し等)制限等がかかります。

(10) 書類提出後、ヒアリングを実施します。日程等は別途お知らせします。書類提出後、必要な指導に従っていただけない場合には、協議を終了しますのでご留意ください。

(11) 民間補助対象事業に応募される場合は、各民間補助の募集要項等を確認のうえ、民間補助の申請に必要な書類、応募条件等が確認できる書類等を事前相談の際にご持参ください。国庫補助協議とは申請までの手順が異なるため、事前相談の際に、応募される民間補助について確認させていただき、当日又は後日、今後の手順、提出書類、留意事項等について説明します。

11 提出先 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課(岡山市保健福祉会館7階)
TEL: 803-1235 FAX: 803-1755 担当: 木村・吉本

岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課保健管理・予防係

TEL：803-1251 FAX：803-1756 担当：佐川

■保護施設の場合

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部生活保護・自立支援課（岡山市保健福祉会館9階）

TEL：803-1215 FAX：803-1756 担当：田岡・服部